

NDB 第三者提供手数料改定のお知らせ

平素より厚生労働行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 16 条の 2 に基づく匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に係る手数料について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令 318 号)第 1 条第 1 項の規定を改正し、下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。なお、改定後の手数料の額については、2023 年 11 月 1 日以降に窓口に出された研究から適用されます。

記

手数料の額(匿名医療保険等関連情報の提供に要する時間一時間までごとの額)

(改定前) 7700 円

(改定後) 9000 円

<照会先>

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

保険データ企画室

(代表電話) 03-3595-2165